

**情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書**

平成 2 7 年 度

和 歌 山 市

総務局総務部総務課

目 次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	8
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	9
3 部分開示、不開示の理由別内訳	10
4 請求者の内訳	10
5 不服申立ての処理状況	11
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	12
2 資料コーナーの利用状況	12
3 主な配架資料	14
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	15
2 個人情報保護制度の概要	15
3 個人情報保護制度の経緯	20
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報取扱事務の総数	22
2 目的外利用・外部提供の総数	23
3 個人情報開示請求等の処理状況	24
4 不服申立ての処理状況	24
5 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	25
6 部分開示、不開示の理由別内訳	26
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	27
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	27
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	29
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	30
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	30

<資料 編>

- 1 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申（第30号～第33号）・・・・・・ 31

1 情報公開制度のあらまし

5 不服申立ての処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表5のとおりです。

表5 不服申立ての処理状況（件数）

		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
不 服 申 立 て	異議申立て	—	5	1	1	—
	審査請求	—	—	—	—	—
	合計	—	5	1	1	—
処 理 状 況	棄却	3	—	—	—	—
	認容	—	1	—	—	—
	一部認容	1	—	1	—	1
	却下	—	—	—	—	—
	取下げ	—	—	1	—	1
	合計	4	1	2	—	2

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求書があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内の開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

(ア) 写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

(イ) 写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
平成2年3月1日	○ 文書管理研究会設置 各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成4年4月～5月	○ 先進都市調査実施 総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成4年6月24日	○ 和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成4年12月25日	○ 和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） 委員／学識経験者15名
平成5年12月21日	○ 和歌山市公文書公開条例制定
平成6年4月1日	○ 総務部に市政情報課を設置
平成6年7月1日	○ 和歌山市公文書公開条例施行
平成7年8月1日	○ 和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成9年4月1日	○ 公文書公開制度を所管する市政情報課を総務課に統合
平成10年4月1日	○ 写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額（告示）
平成11年8月1日	○ 和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設

平成11年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正
平成11年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交際費関係書類の公開を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を実施した法人 <ul style="list-style-type: none"> 和歌山市土地開発公社 財団法人和歌山市都市整備公社 財団法人和歌浦湾水産公社 財団法人和歌山市文化体育振興事業団 財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター 財団法人和歌山市福祉公社 有限会社和歌山管理サービス 和歌山市清掃株式会社
平成12年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山市議会が実施機関に加わる。 ○ 市政情報室を新設し、情報公開制度の所管を総務課から市政情報室に移行
平成12年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市個人情報保護条例制定 ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行 ○ 和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公文書の公開義務を明記 ・ 公開請求書の補正手続を明記 ・ 公文書の本人開示に関する規定を削除 ・ 自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・ 和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除 ○ 和歌山市個人情報保護条例施行 ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額

平成15年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成17年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記 ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設 ・公文書の適正管理規定を明記 ・和歌山市手数料条例一部改正（公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備）
平成18年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 （和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正） 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成19年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 （和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正） 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社

平成19年10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政民営化法の施行に伴い、第7条第1号ウ「及び日本郵政公社」を削除
平成23年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (公益財団法人への移行に伴う規則改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成24年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資法人である「財団法人和歌山市都市整備公社」を「公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団」に改称 ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正に伴い「総務局」を「総務公室」に改める。
平成26年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山市土地開発公社解散に伴い削除
平成27年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報保護評価書の第三者点検を和歌山市情報公開・個人情報保護審議会が行うこととするための改正 ○ 和歌山市手数料条例一部改正 ○ 和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○ 総務課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚 直径120ミリメートル 50円）追加
平成27年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 ○ 和歌山市個人情報保護条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。 ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正に伴い「総務公室」を「総務局」に改める。
平成27年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○ 和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱い規定を追加
平成28年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山市情報公開条例一部改正 ○ 和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○ 和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○ 和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ○ 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

平成27年度の請求件数（申出を含む。）は 190件でした。
開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)				
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
開 示 (公 開) 請 求	27年度	161	27	127	4	0	3
	26年度	200	32	148	20	0	0
	25年度	178	30	132	15	1	2
	24年度	146	24	90	36	0	3
	23年度	142	12	62	41	8	20
開 示 (公 開) 申 出	27年度	29	7	19	3	—	0
	26年度	30	15	11	3	—	0
	25年度	17	4	9	2	—	2
	24年度	22	8	13	2	—	1
	23年度	26	8	18	3	—	0

* 1件の請求で複数の処理を行ったものがあるため、請求件数と処理状況の件数は一致しない場合があります。

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		27年度	
	市長公室	政策調整部	0
市 長	総務局	総務部	3
		企画部	4
		国体推進部	0
	危機管理局	危機管理部	0
	財政局	財政部	1
		税務部	0
	市民環境局	市民部	4
		環境部	28
	健康局	保険医療部	13
		健康推進部	1
	福祉局	社会福祉部	1
		こども未来部	0
	産業まちづくり局	産業観光部	2
		農林水産部	3
		都市計画部	18
	建設局	建設総務部	5
		道路部	11
		住宅部	7
		下水道部	4
出納室		0	
小計		105	
教育委員会	教育総務部	3	
	学校教育部	3	
	生涯学習部	74	
選挙管理委員会		0	
人事委員会		0	
監査委員		0	
農業委員会		2	
固定資産評価審査委員会		0	
公営企業管理者 (水道局)	経営管理部	1	
	工務部	1	
消防長		1	
議		0	
合計		190	

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

第7条区分	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
(1) 個人情報	115	121	123	88	65
(2) 法人等事業活動情報	122	47	42	32	42
(3) 意思形成過程情報	—	1	1	1	—
(4) 事務事業執行情報	70	104	84	42	10
(5) 公共の安全等に関する情報	—	1	—	—	—
(6) 法令秘情報	2	2	—	—	—

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

* 不服申立ての認容等により当初の決定を変更したものについては、変更後の理由を当該変更を行った年度にも計上しています。

* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
市内に住所を有する者	130	162	150	134	88
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	16	20	14	6	40
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	14	16	14	6	14
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	1	2	—	—	—

5 不服申立ての処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表5のとおりです。

表5 不服申立ての処理状況（件数）

		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
不 服 申 立 て	異議申立て	—	5	1	1	—
	審査請求	—	—	—	—	—
	合計	—	5	1	1	—
処 理 状 況	棄却	3	—	—	—	—
	認容	—	1	—	—	—
	一部認容	1	—	1	—	1
	却下	—	—	—	—	—
	取下げ	—	—	1	—	1
	合計	4	1	2	—	2

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多数の市民や職員に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

平成27年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	330	<ul style="list-style-type: none"> ・白黒 26,304 面 ・カラー 254 面 ・FD 2 枚 ・録音テープ 2 本 ・光ディスク 75 枚
	閱 覧	583	
	行政資料の写しの交付	256	
	刊行物の販売	159	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	1	
	交際費の閲覧又は写しの交付	0	
	和歌山市公報の販売	0	
小 計	1,329		
職 員	閱 覧	131	/
	資料の貸出	46	
	小 計	177	
合 計		1,506	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
平成26年度版 市勢要覧	1,490円	2冊	2,980円
第4次長期総合計画書	1,280円	1冊	1,280円
第4次長期総合計画書 後期基本計画	2,050円	0冊	0円
都市計画マスタープラン 第1回改訂	1,500円	3冊	4,500円
緑の基本計画	600円	1冊	600円
地球温暖化対策	800円	0冊	0円
和歌山市の都市計画2013	1,000円	3冊	3,000円
平成25年度統計資料	250円	0冊	0円
平成26年度統計資料	250円	7冊	1,750円
平成26年度清掃事業概要	700円	2冊	1,400円
平成27年度予算内示資料	390円	8冊	3,120円
平成28年度予算内示資料	360円	7冊	2,520円
平成27年度2月定例会市議会議案(その2)	340円	0冊	0円
平成25年度2月定例会市議会議案(その3)	180円	0冊	0円
平成28年2月施政方針	150円	1冊	150円
平成25年度わかやまの産業ファイル	300円	0冊	0円
平成26年度わかやまの産業ファイル	300円	0冊	0円
わかやま あのころ	2,000円	2冊	4,000円
平成26年版 和歌山市の環境	700円	1冊	700円
平成27年版 和歌山市の環境	700円	2冊	1,400円
第2次和歌山市環境基本計画	1,000円	0冊	0円
平成26年度版職員録	1,000円	1冊	1,000円
平成27年度版職員録	1,000円	99冊	99,000円
道路位置指定取扱要領	400円	3冊	1,200円
法人の経営状況を説明する資料	320円	0冊	0円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1,000枚)5,000円/箱	5,000円	52.15冊	260,750円
和歌山市建築物における駐車場施設の附置に関する条例	360円	0冊	0円
和歌山市加太友ヶ島沖出土の陶磁器	3,000円	1冊	3,000円
中高層指導要綱	180円	0冊	0円
合計		196.15冊	392,350円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区 分		資 料 名 等
市 長 公 室	政策調整部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま など
総 務 局	総 務 部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・情報公開・個人情報保護制度運用状況 など
	企 画 部	・第4次和歌山市長期総合計画 ・和歌山市新エネルギービジョン ・統計資料 など ・政策研究グループ報告書 ・事務報告書 など
危 機 管 理 局	危機管理部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・和歌山市避難所マップ ・和歌山市地震被害予測図 ・防災マップ・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・和歌山市交通安全計画 など
財 政 局	財 政 部	・定例市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政 など
	税 務 部	・市税概要 ・固定資産税のしおり など
市 民 環 境 局	市 民 部	・住民基本台帳による和歌山市町村別人口世帯数 ・地区別年齢表 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・和歌山市男女共生推進行動計画 ・人権問題に関する意識調査報告書 など
	環 境 部	・第2次和歌山市環境基本計画・和歌山市地球温暖化防止実行計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健 康 局	保険医療部	・和歌山市日常生活圏域ニーズ調査報告書・国民年金事務の概要 など
	健康推進部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書 など
福 祉 局	社会福祉部	・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・第5期和歌山市高齢者福祉計画 介護保険事業計画 など
	こども未来部	・次世代育成支援行動計画・子ども支援センターパンフレット など
産 業 ま ち づ くり 局	産 業 観 光 部	・和歌山市産業ファイル ・和歌山市中心市街地活性化基本計画 ・わかやまし観光ガイド など
	農 林 水 産 部	・市場年報 ・アグリルネッサンス ・和歌山の漁業 など
	都 市 計 画 部	・和歌山市の都市計画 ・和歌山市都市計画マスタープラン・和歌山都市計画総括図 ・建築行政年報 ・和歌山市の都市公園児童遊園等一覧表 など
建 設 局	建 設 総 務 部	・防災マップ 洪水版 ・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 など
	住 宅 部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画 ・発注見込工事一覧 など
	下 水 道 部	・下水道の概要 ・農業集落排水処理施設 ・公共下水道 など
出 納 室		・和歌山市歳入歳出決算書 など
教 育 委 員 会	教育総務部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の体育施設 など
	学校教育部	・学校便覧 ・教育図書資料目録 など
	生涯学習部	・写真に見る戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報 ・市民図書館要覧 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
選 挙 管 理 委 員 会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人 事 委 員 会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告 など
監 査 委 員		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書 など
農 業 委 員 会		・農地資料 など
公 営 企 業 管 理 者 (水 道 局)	経 営 管 理 部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業決算書 ・上水道施設整備基本計画 など
	工 務 部	・水質年報 など
消 防 局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画 など
議 会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だより など
和 歌 山 県		・和歌山県統計年鑑 ・図表で見る県勢 ・和歌山県地価調査基準地価格要覧 など
国 等		・各種白書 ・日本統計年鑑 ・官報 ・会計検査のあらまし など
雑 誌		・月刊ガバナンス ・地方自治職員研修 ・自治実務セミナー など
そ の 他		・現行日本法規 ・契約書式実務百科 ・地方行財政調査資料 ・昇任試験シリーズ ・地方議会答弁ハンドブック ・法令解釈辞典 ・各種辞典 ・各種年鑑 など

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることを目的としています。

本市では、平成12年9月に「和歌山市個人情報保護条例」を制定し、平成13年4月に施行しました。さらに、平成20年4月、和歌山市情報公開条例と整合性を図るために全面的に見直し、一部改正を行い施行しています。

なお、本市の個人情報保護制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 収集制限の原則

個人情報の収集に関しては、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。）の目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も当該目的を達成するために必要な範囲内に限定します。また、個人情報の収集は原則本人からとし、適法かつ公正な手段によることとします。

(2) 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、あらかじめ明確にされた個人情報取扱事務の目的の範囲内に限定します。

(3) 個人参加の原則

個人が自己に関する個人情報の存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、その情報の訂正及び利用停止をさせることができる手段を保障します。

(4) 適正管理の原則

収集、蓄積した個人情報は、正確かつ最新のものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じます。

(5) 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報保護管理責任者等が負わなければならない責任の内容を明確にします。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報の範囲

個人に関する情報（事業を営む個人の当確事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 収集に関する制限

ア 実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関が個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはなりません。

(4) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報取扱事務を開始し、廃止し又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。また、市長は届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(5) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として保有個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用したり、当該実施機関以外のものへ提供してはなりません。

(6) 電子計算機処理の制限

実施機関は、思想、信条及び宗教に関する保有個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある保有個人情報の電子計算機処理を原則として行ってはなりません。

(7) 電子計算機の結合の制限

実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、他の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を原則として行ってはなりません。

(8) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次の措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

ア 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

イ 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

ウ 保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(9) 委託に伴う措置等

実施機関は、契約又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に基づき、個人情報取扱事務を他のものに処理させるときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

(ア) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が開示請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による開示請求をすることができます。

(エ) 本人が常時介護を必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求の意思を表示することができない場合において、本人の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による開示請求をすることができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

(ア) 法令秘情報

(イ) 医療情報

(ウ) 未成年者情報

(エ) 第三者情報

(オ) 法人等事業活動情報

(カ) 公共の安全等に関する情報

(キ) 意思形成過程情報

(ク) 事務事業執行情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき30日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(11) 開示請求の特例（簡易開示請求）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、口頭により請求することができます。

(12) 他の制度による開示の実施

実施機関は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

(13) 保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が訂正請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による訂正請求をすることができます。

イ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

(14) 保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が（3）に定める収集に関する制限に違反して収集され、個人情報取扱事務の目的を超えて利用され、又は実施機関以外のものへ提供されていると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用停止（保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止をいう。）を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が利用停止請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による利用停止請求をすることができます。

イ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(15) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(16) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、不服申立てがあった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければなりません。

(17) 適用除外

和歌山市個人情報保護条例の規定は、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館その他市の機関において、歴史的、文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別な管理がなされている保有個人情報又は一般的に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている保有個人情報については、適用しません。

(18) 苦情相談の処理

事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、その内容及び趣旨を十分理解した上で、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言を与える等の処理に努めます。

(19) 出資法人の個人情報保護

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市個人情報保護条例の定めるところによる保有個人情報の保護の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(20) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市個人情報保護条例の運用状況について公表します。

(21) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記され、担当を総務部とする。
平成9年4月1日	組織改正 ・総務部情報システム課が企画部に移管されたため、個人情報保護制度に関する検討は総務部総務課が引き継ぐこととなる。
平成10年4月27日 ～5月29日	個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	個人情報保護制度検討部会（第4回）開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について
平成12年6月16日	個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について

・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について

平成12年	6月30日	情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	和歌山市個人情報保護条例制定 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月1日	和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	和歌山市個人情報保護条例施行 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行 和歌山市情報公開条例一部改正（公文書の本人開示、自己情報に係る記載の訂正及び和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除）
平成15年	4月1日	和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成16年	4月1日	和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成20年	4月1日	和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備） 和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い規定を整備）
平成24年	4月1日	和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 ・出資法人である「財団法人和歌山市都市整備公社」を「公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団」に改称。 ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成26年	10月15日	和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正 ・組織改正に伴い「総務局」を「総務公室」に改める。 和歌山市個人情報保護条例施行規則の一部改正 ・和歌山市土地開発公社解散に伴い削除
平成27年	1月1日	和歌山市手数料条例一部改正 和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正 ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
平成27年	10月5日	和歌山市個人情報保護条例一部改正 和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
平成28年	4月1日	和歌山市個人情報保護条例一部改正 和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の総数

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするとき、若しくはその事務を廃止しようとするときは、市長に届け出ることとなっています。

平成27年度末の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出状況

(平成27年度末現在)

(参考) 平成27年度中の状況(件数)

実施機関名		届出件数
市	市長公室	政策調整部 17
	総務局	総務部 40
		企画部 19
		国体推進部 0
	危機管理局	危機管理部 19
	財政局	財政部 13
		税務部 20
	市民環境局	市民部 100
		環境部 50
	健康局	保険医療部 57
		健康推進部 95
	福祉局	社会福祉部 120
		こども未来部 42
	産業まちづくり局	産業観光部 30
		農林水産部 31
		都市計画部 74
	建設局	建設総務部 14
		道路部 31
		住宅部 18
下水道部 44		
出納室	1	
小計		835
教育委員会	教育総務部 35	
	学校教育部 61	
	生涯学習部 58	
選挙管理委員会	21	
人事委員会	11	
監査委員	5	
農業委員会	9	
固定資産評価審査委員会	2	
公営企業管理者(水道局)	経営管理部 33	
	工務部 20	
消防長	88	
議	12	
全庁共通	17	
合計		1,207

実施機関名	届出区分		
	開始届	変更届	廃止届
市長	3	32	5
教育委員会	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	-
人事委員会	-	-	-
監査委員	-	-	-
農業委員会	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-
公営企業管理者	-	1	-
消防長	-	-	-
議	-	-	-
合計	3	33	5

2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超える個人情報の利用をしたとき、又は当該実施機関以外のものへ個人情報の提供をしたときは、市長に届け出ることとなっています。

平成27年度末の届出状況は、表2のとおりです。

表2 目的外利用・外部提供の総数 (平成27年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	政策調整部 1
	総務局	総務部 24
		企画部 4
		国体推進部 0
	危機管理局	危機管理部 0
	財政局	財政部 0
		税務部 18
	市民環境局	市民部 39
		環境部 5
	健康局	保険医療部 33
		健康推進部 55
	福祉局	社会福祉部 64
		こども未来部 9
	産業まちづくり局	産業観光部 0
		農林水産部 7
		都市計画部 11
	建設局	建設総務部 2
		道路部 2
		住宅部 2
		下水道部 4
出納室	1	
小計		281
教育委員会	教育総務部 16	
	学校教育部 13	
	生涯学習部 11	
選挙管理委員会	5	
人事委員会	4	
監査委員会	0	
農業委員会	2	
固定資産評価審査委員会	1	
公営企業管理者 (水道局)	経営管理部 21	
	工務部 0	
消防	30	
議	3	
全庁共	2	
合計		389

3 個人情報開示請求等の処理状況

平成27年度の開示請求件数は383件（その内、簡易開示請求195件）、訂正請求件数は1件、利用停止請求はありませんでした。

開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求等処理状況（件数）

区 分	請求件数	処 理 状 況（件）				
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ
27年度	384 (訂正請求1件を含む)	308 (訂正請求1件を含む)	63	3	0	10
26年度	396	355	34	1	0	6
25年度	9,928	9,501	57	51	3	80
24年度	8,604	8,300	15	15	—	75
23年度	6,766	6,686	18	3	—	65

- * 1件の請求で複数の処理を行ったものがあるため、請求件数と処理状況の件数は一致しない場合があります。
- * 文書不存在の場合は、不開示の処理としています。
- * 26年度より介護保険認定調査情報等の請求は所管替えとなっています。

4 不服申立ての処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表4のとおりです。

表4 不服申立ての処理状況（件数）

		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
不服申立て	異議申立て	1	1	3	2	—
	審査請求	—	—	—	—	—
	合 計	1	1	3	2	—
処 理 状 況	棄 却	—	2	—	—	—
	認 容	—	—	1	—	—
	一部認容	—	—	—	2	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	1	—	1	—	—
	合 計	1	2	2	2	—

5 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表5のとおりです。

表5 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		27年度	
市 長	市長公室	政策調整部	0
	総務局	総務部	0
		企画部	0
		国体推進部	0
	危機管理局	危機管理部	0
	財政局	財政部	0
		税務部	2
	市民環境局	市民部	51
		環境部	0
	健康局	保険医療部	35
		健康推進部	1
	福祉局	社会福祉部	88
		こども未来部	0
	産業まちづくり局	産業観光部	0
		農林水産部	0
		都市計画部	0
	建設局	建設総務部	0
		道路部	0
		住宅部	0
		下水道部	0
出納室		0	
小計		177	
教育委員会	教育総務部	2	
	学校教育部	1	
	生涯学習部	0	
選挙管理委員会		0	
人事委員会		2	
監査委員会		0	
農業委員会		1	
固定資産評価審査委員会		0	
公営企業管理者 (水道局)	経営管理部	0	
	工務部	0	
消防長		※6	
議 会		0	
合 計		※189	

※訂正請求1件を含む。

6 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表6のとおりです。

表6 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		27 年度	26 年度	25 年度	24 年度	23 年度
第 15 条 内 訳	(1)法令秘情報	—	—		1	—
	(2)医療に関する情報	—	—	—	—	—
	(3)未成年者に関する情報	1	—	—	—	—
	(4)第三者に関する情報	52	31	50	14	11
	(5)法人等事業活動に関する情報	32	15	20	7	6
	(6)公共の安全に関する情報	3	—	—	—	—
	(7)意思形成過程に関する情報	—	—	—	—	—
	(8)事務事業執行状況に関する情報	3	—	—	—	3
文書不存在		—	—	14	55	14

- * 適用条項欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。
- * 一部条例改正が行われ、平成20年4月1日から施行されています。
- * 不開示理由が複数存在するものがあるため、処理件数と第15条内訳の件数は一致しません。

6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して不服申立てがあった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催日	内容
第38回	平成27年4月16日(木)	諮問第34号から第37号についての審議
第39回	平成27年5月7日(木)	諮問第34号から第37号についての審議
第40回	平成27年6月19日(金)	諮問第34号から第37号についての審議
第41回	平成27年8月18日(火)	諮問第34号から第37号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第34号)

開示請求に係る公文書の件名	特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類
実施機関	市長(高齢者・地域福祉課)
開示請求年月日	平成26年9月2日
開示決定年月日	平成26年9月12日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令又は条例に規定されているため
不服申立年月日	平成26年10月14日
諮問年月日	平成26年11月5日
答申年月日	平成27年10月2日
審査会の結論	「特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類について」存否応答拒否とした決定は、妥当である。

(諮問第35号)

開示請求に係る公文書の件名	特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類
実施機関	市長（地域包括支援課）
開示請求年月日	平成26年9月2日
開示決定年月日	平成26年9月12日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令又は条例に規定されているため
不服申立年月日	平成26年10月14日
諮問年月日	平成26年11月5日
答申年月日	平成27年10月5日
審査会の結論	「特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類」について存否応答拒否とした決定は、妥当である。

(諮問第36号)

開示請求に係る公文書の件名	特別養護老人ホーム入所待機者情報関係資料
実施機関	市長（介護保険課）
開示請求年月日	平成26年9月2日
開示決定年月日	平成26年9月12日
決定の内容	不開示、不存在
不開示理由	法令又は条例に規定されているため
不服申立年月日	平成26年10月14日
諮問年月日	平成26年11月5日
答申年月日	平成27年10月2日
審査会の結論	「特別養護老人ホーム入所待機者情報関係資料」について、全部を不開とした決定は、妥当である。

(諮問第37号)

開示請求に係る公文書の件名	介護保険関係資料
実施機関	市長（介護保険課）
開示請求年月日	平成26年9月2日
開示決定年月日	平成26年9月12日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令又は条例に規定されているため
不服申立年月日	平成26年10月14日
諮問年月日	平成26年11月5日
答申年月日	平成27年10月2日
審査会の結論	「介護保険課職員が支援センターから介護保険サービス利用計画書の事故作成に関し聞き取りを行ったことについて、上司に報告したことが分かる文書」について、実施機関は、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる部分を除き開示すべきである。

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年4月1日現在)

	氏名	役職名
会長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委員	嶋本 佳和	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委員	森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授
委員	千賀 祥一	茶道家

7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の適正な取扱いについて審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べる機関です。

また、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第 89 回	平成27年 4月27日 (月)	個人情報取扱事務開始等届出の報告について 個人情報保護審議会条例の改正について 特定個人情報保護評価書の点検について
第 90 回	平成27年10月27日 (火)	個人情報取扱事務開始等届出の報告について 個人情報保護審議会条例の改正について 特定個人情報保護評価書の点検について
第 91 回	平成27年11月16日 (月)	特定個人情報保護評価書の点検について

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(平成28年4月1日現在)

	氏 名	役 職 名
会 長	田中 祥博	弁護士
職務代理	小泉 真一	弁護士
委 員	内尾 文隆	和歌山大学システム情報学センター 副センター長
委 員	小林 茂	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長
委 員	千森 督子	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科 教授
委 員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部 准教授
委 員	古川 渉	公募
委 員	金田 郁子	公募

<資料編>

1 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第30号)

答 申

第1 答申の趣旨

異議申立人の開示請求に係る「和歌山市高齢者・地域福祉課が所管する特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類」について、和歌山市長が行ったその存否を明らかにしない決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示の請求

平成26年9月2日、異議申立人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山市長（以下「実施機関」という。）に対し、特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類（以下「対象公文書」という。）の開示請求をした。

2 実施機関の決定

平成26年9月12日、実施機関は、対象公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号及び同条第6号の規定により不開示にすべき情報を開示することになるため、条例第10条の規定に基づき、対象公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成26年10月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し不服申立てを行った。

4 諮問

平成26年11月5日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）に対して、当該異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象公文書を開示するとの決定を求める。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 個人情報保護法において、個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されていることから、死者の個人情報の取扱いについては条例においても同様の解釈が必要であり、本条例の「個人情報」には死者に関するものは含まないと解釈すべきである。したがって、対象公文書は死者に関するものであることから保護の対象となっていないものであり、条例第7条第1号を理由とした本件処分は、条例の解釈を誤ったものである。
- 2 対象公文書に係る事案については、死亡・死体遺棄等の部分はすでにマスコミにおいて報道され、公になっているものであるため、少なくとも当該部分は保護すべき特段の事情はない。
- 3 実施機関が存否応答拒否の理由として挙げている条例第7条第6号について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の規定を根拠にしているが、高齢者虐待防止法は「通報者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定しているのであつて、それ以外の部分は開示できるはずである。
- 4 今回の事案に関し、実施機関が取った対応及び今後の対策が分かる資料を求めているのであり、特定個人の情報を請求しているのではない。
- 5 以上のことから、実施機関が行った本件処分について、その取消しを求める。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 特定の事案及び特定の個人を指した請求であるため、対象公文書の存否を答えること自体が特定の個人を識別できることとなる。例え、マスコミにおいて報道された情報であるとしても、現在、誰もが知り得る状態に置かれている情報ではなく、存否を答えることで、死亡したとされる人物、容疑者として報道された人物、その他関係者の名誉を傷つけることなどが考えられる。
- 2 高齢者虐待防止法第8条において、「通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定している。通報者の氏名、相談機関名、又は相談内容を開示しなければ、通報又は届出をした者が特定されないとは限らない。虐待者は、断片的な情報からであっても、あらゆる手段により通報者を特定し、報復等に及ぶ可能性が考えられる。実施機関としては、それら可能性がある以上、通報者を守るためにあらゆる手段を講じる必要があり、そうした対応を取らなければ、今後、通報者の理解や協力が得にくくなると考える。

第6 答申の理由

1 審査会の基本的な考え方

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、異議申立人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び異議申立人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

争点となっている対象公文書について、実施機関がその存否を明らかにしない決定の妥当性について、審査会は次のとおり判断した。

(1) 対象公文書について

審査会の調査によれば、通常、虐待等の通報等を受けた場合、和歌山県高齢者虐待対応マニュアルに基づき、実施機関は「相談・通報・届出受付票」を作成し、その他関係機関と情報共有のための書類、相談記録、事実確認の書類、打合せの会議録等が作成される。また、場合によっては、ケース報告会等の会議が開催され、その際の資料を作成する場合がある。なお、虐待等、特別な事案でない限り、このような文書は作成されない。

(2) 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。」と規定する。そこで、実施機関が条例第10条の規定により存否を明らかにせず、その理由として「存否を答えることにより条例第7条第1号及び同条第6号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるため、存否を答えることができない。仮に当該公文書が存在するとしても、条例第7条第1号及び同条第6号に該当するため、不開示となる情報である。」としていることから、その妥当性について検討する。

ア 条例第7条第1号の該当性について

異議申立人の請求件名が、特定個人の情報に限定しているため、対象となるべき公文書が存在した場合、それが条例7条第1号に規定する「存在自体が個人を識別する情報」であることは明らかである。改めて検討を行う。

(ア) 異議申立人は、個人情報保護法の規定では死者の個人情報保護されないため、実施

機関においても死者の個人情報の開示されるべきであるとの主張している。しかし、個人情報保護法と違い、条例上は、「生存する個人」との限定がなく、死者の個人情報も保護されるため、この点についての異議申立人の主張は妥当ではない。

(イ) 異議申立人からは、報道されているため、既に公になっている、との主張がなされているが、たとえ報道がなされていても、それが事実がどうかは立証されておらず、報道を追認するような決定はできない。

(ウ) 対象公文書は、虐待等の発生を疑わせる事案がなければ、このような文書は作成されないことから、文書の存在自体が虐待の存在を伺わせるものである。

そして、異議申立人の請求件名が特定個人に関する事案であるため、文書の条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 結論

したがって、対象公文書の存否を公にすることにより、不開示にすべき個人情報を開示することになると認められる。よって、条例第10条の規定に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで、不開示決定を行った実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は、条例第10条の理由として、条例第7条第6号の該当性も主張しているが、理由としては条例第7条第1号が該当することはすでに述べたとおりであって、この点についてはもはや判断を要しないものである。

3 よって、「第1 答申の趣旨」のとおり答申する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月5日	諮問書の受理
平成26年11月25日	理由説明書の受理
平成27年1月26日	理由説明書に対する意見書の受理
平成27年4月16日 (第38回審査会)	審 議
平成27年5月7日 (第39回審査会)	審 議
平成27年6月19日 (第40回審査会)	審 議
平成27年8月18日 (第41回審査会)	審 議

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
嶋本 佳和	和歌山県労働福祉協議会専務理事	
千賀 祥一	茶道家	
谷口 拓	弁護士	
廣谷 行敏	弁護士	会長
森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授	

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第31号)

答 申

第1 答申の趣旨

異議申立人の開示請求に係る「和歌山市介護保険課が所管する特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類」について、和歌山市長が行ったその存否を明らかにしない決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示の請求

平成26年9月2日、異議申立人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山市長（以下「実施機関」という。）に対し、特定個人に関する死亡・死体遺棄等関係書類（以下「対象公文書」という。）の開示請求をした。

2 実施機関の決定

平成26年9月12日、実施機関は、対象公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号及び同条第6号の規定により不開示にすべき情報を開示することになるため、条例第10条の規定に基づき、対象公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成26年10月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し不服申立てを行った。

4 諮問

平成26年11月5日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）に対して、当該異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象公文書を開示するとの決定を求める。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 個人情報保護法において、個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に

含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されていることから、死者の個人情報の取扱いについては条例においても同様の解釈が必要であり、本条例の「個人情報」には死者に関するものは含まないと解釈すべきである。したがって、対象公文書は死者に関するものであることから保護の対象となっていないものであり、条例第7条第1号を理由とした本件処分は、条例の解釈を誤ったものである。

- 2 対象公文書に係る事案については、死亡・死体遺棄等の部分はすでにマスコミにおいて報道され、公になっているものであるため、少なくとも当該部分は保護すべき特段の事情はない。
- 3 実施機関が存否応答拒否の理由として挙げている条例第7条第6号について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の規定を根拠にしているが、高齢者虐待防止法は「通報者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定しているのであって、それ以外の部分は開示できるはずである。
- 4 今回の事案に関し、実施機関が取った対応及び今後の対策が分かる資料を求めているのであり、特定個人の情報を請求しているのではない。
- 5 以上のことから、実施機関が行った本件処分について、その取消しを求める。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 特定の事案及び特定の個人を指した請求であるため、対象公文書の存否を答えること自体が特定の個人を識別できることとなる。例え、マスコミにおいて報道された情報であるとしても、現在、誰もが知り得る状態に置かれている情報ではなく、存否を答えることで、死亡したとされる人物、容疑者として報道された人物、その他関係者の名誉を傷つけることなどが考えられる。
- 2 高齢者虐待防止法第8条において、「通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定している。通報者の氏名、相談機関名、又は相談内容を開示しなければ、通報又は届出をした者が特定されないとは限らない。虐待者は、断片的な情報からであっても、あらゆる手段により通報者を特定し、報復等に及ぶ可能性が考えられる。実施機関としては、それら可能性がある以上、通報者を守るためにあらゆる手段を講じる必要があり、そうした対応を取らなければ、今後、通報者の理解や協力が得にくくなると考える。

第6 答申の理由

1 審査会の基本的な考え方

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、異議申立人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び異議申立人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

争点となっている対象公文書について、実施機関がその存否を明らかにしない決定の妥当性について、審査会は次のとおり判断した。

(1) 対象公文書について

審査会の調査によれば、通常、虐待等の通報等を受けた場合、和歌山県高齢者虐待対応マニュアルに基づき、実施機関は「相談・通報・届出受付票」を作成し、その他関係機関と情報共有のための書類、相談記録、事実確認の書類、打合せの会議録等が作成される。また、場合によっては、ケース報告会等の会議が開催され、その際の資料を作成する場合がある。なお、虐待等、特別な事案でない限り、このような文書は作成されない。

(2) 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。」と規定する。そこで、実施機関が条例第10条の規定により存否を明らかにせず、その理由として「存否を答えることにより条例第7条第1号及び同条第6号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるため、存否を答えることができない。仮に当該公文書が存在するとしても、条例第7条第1号及び同条第6号に該当するため、不開示となる情報である。」としていることから、その妥当性について検討する。

ア 条例第7条第1号の該当性について

異議申立人の請求件名が、特定個人の情報に限定しているため、対象となるべき公文書が存在した場合、それが条例7条第1号に規定する「存在自体が個人を識別する情報」であることは明らかである。改めて検討を行う。

(ア) 異議申立人は、個人情報保護法の規定では死者の個人情報には保護されないため、実施機関においても死者の個人情報は開示されるべきであるとの主張している。しかし、個

個人情報保護法と違い、条例上は、「生存する個人」との限定がなく、死者の個人情報も保護されるため、この点についての異議申立人の主張は妥当ではない。

(イ) 異議申立人からは、報道されているため、既に公になっている、との主張がなされているが、たとえ報道がなされていても、それが事実がどうかは立証されておらず、報道を追認するような決定はできない。

(ウ) 対象公文書は、虐待等の発生を疑わせる事案がなければ、このような文書は作成されないことから、文書の存在自体が虐待の存在を伺わせるものである。

そして、異議申立人の請求件名が特定個人に関する事案であるため、文書の条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 結論

したがって、対象公文書の存否を公にすることにより、不開示にすべき個人情報を開示することになると認められる。よって、条例第10条の規定に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで、不開示決定を行った実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は、条例第10条の理由として、条例第7条第6号の該当性も主張しているが、理由としては条例第7条第1号が該当することはすでに述べたとおりであって、この点についてはもはや判断を要しないものである。

3 よって、「第1 答申の趣旨」のとおり答申する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月5日	諮問書の受理
平成26年11月25日	理由説明書の受理
平成27年1月26日	理由説明書に対する意見書の受理
平成27年4月16日 (第38回審査会)	審 議
平成27年5月7日 (第39回審査会)	審 議
平成27年6月19日 (第40回審査会)	審 議
平成27年8月18日 (第41回審査会)	審 議

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
嶋本 佳和	和歌山県労働福祉協議会専務理事	
千賀 祥一	茶道家	
谷口 拓	弁護士	
廣谷 行敏	弁護士	会長
森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授	

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第32号)

答 申

第1 答申の趣旨

異議申立人の開示請求に係る「特別養護老人ホーム入所待機者情報関係資料」について、和歌山市長がその全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示の請求

平成26年9月2日、異議申立人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山市長（以下「実施機関」という。）に対し、第1回平成26年度和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の場で当時の介護保険課長が特別養護老人ホームの入所待機者について報告した数字の根拠となる資料（以下「対象公文書」という。）の開示の請求を行った。

2 実施機関の決定

平成26年9月12日、実施機関は、対象公文書について、作成しておらず不存在であるとして、全部不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成26年10月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

平成26年11月5日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件公文書の開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する上で、施設入所待ち人数の把握は当然の過

程であり、文書不存在は有り得ない。

(2) 平成27年3月6日、和歌山市議会本会議の場で、当時の市の健康局長が、「特別養護老人ホームの入所待機者は、平成26年5月時点で待機者は646人である」という内容の発言をしている。市議会の場で答弁するのであれば、必ず裏付けの根拠があるはずである。よって、同じ特別養護老人ホームの入所待機者の発言であるにも関わらず、市議会での発言はその根拠資料が存在し、一方で策定委員会での発言には根拠資料が存在しない、という説明は成り立たない。

(3) よって、実施機関は、不開示決定を取り消し、改めて対象公文書を開示することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

当時の介護保険課長の発言については、策定委員会の質疑応答の場で、委員からの質問に対しての回答内容の一部である。回答内容については、全ての回答内容が、必ずしも正確な統計等の根拠に基づいているわけではない。当該発言についても、当時の介護保険課長のこれまでの経験等により、おおよその人数を答えたものであり、直接的な根拠資料は存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、異議申立人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び異議申立人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

(1) 対象公文書について

対象公文書の存在の有無について、実施機関は、異議申立人の請求を受け、入所待機者の人数については、当時の介護保険課長の経験から述べたものであり、根拠となる資料は存在しないとの決定をした。それに対し、異議申立人からは、計画を立てる以上、待機者の人数を把握するのは当然すべき過程であるため、それに関する資料は存在するはずであるとし、当該公文書の開示を求めるとの主張がなされている。

審査会は、対象公文書の存在を確認する上で必要と判断し、当時の介護保険課長の策定委員会での発言について、実施機関に対し、直接口頭で質疑を行い、聴取した。それによると、

当時の介護保険課長の発言は、特別養護老人ホームの入所待ち人数について、議事録を確認したところ「たぶん1,000人を超える方」と述べているとのことである。この数字は、数年前に試算した資料があり、当時の介護保険課長が記憶していたその資料の数字から現在の人数を推測したものである。なお、この資料については、すでに廃棄しているとのことである。

また、和歌山市議会の場合で当時の健康局長が述べた待機者数と、策定委員会の場合で当時の介護保険課長が述べた待機者数との関係については、前者は前述のとおり根拠資料は存在するが、後者はあくまで経験に基づく推測により概数を述べたものであり、両者は根拠を一にしているものではない、とのことである。

(2) これらを踏まえ、実施機関が行った決定の妥当性について検討したところ、当時の健康局長が述べた待機者数と当時の介護保険課長が述べた待機者数は、根拠を一にしていないという実施機関の説明を覆すに足る事実は見出せない。また、当時の介護保険課長の発言に直接的な根拠資料はないという実施機関の説明に、不自然又は不合理な点はなく、対象公文書を作成又は取得していることが推認される事情は特に認められないことから、実施機関が行った不開示決定は妥当であると考えられる。

3 よって、「第1 答申の趣旨」のとおり答申する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月5日	諮問書の受理
平成26年11月20日	公文書不開示決定理由説明書の受理
平成26年12月25日	公文書不開示決定理由説明書に対する意見書の受理
平成27年3月6日	公文書不開示決定理由説明書に対する意見書（追加分）の受理
平成27年4月16日 (第38回審査会)	審 議
平成27年5月7日 (第39回審査会)	審 議
平成27年6月19日 (第40回審査会)	審 議
平成27年8月18日 (第41回審査会)	審 議

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
嶋本 佳和	和歌山県労働者福祉協議会専務理事	
千賀 祥一	茶道家	
谷口 拓	弁護士	
廣谷 行敏	弁護士	会長
森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授	

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第33号)

答 申

第1 答申の趣旨

「介護保険課職員が支援センター和歌山生協病院から介護保険サービス利用計画書の自己作成に関し聞き取りを行ったことについて、上司に報告したことが分かる文書」について、実施機関は、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立ての経過

1 開示の請求

平成26年9月29日、異議申立人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山市長（以下「実施機関」という。）に対し、介護保険課職員が支援センター和歌山生協病院から介護保険サービス利用計画書の自己作成（以下「自己作成」という。）に関し聞き取りを行ったことについて、上司に報告したことが分かる文書（以下「対象公文書」という。）の開示の請求を行った。

2 実施機関の決定

平成26年10月10日、実施機関は、対象公文書について、条例第7条第2号及び同条第3号に該当するとして、全部不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成26年11月6日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

平成26年11月17日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件公文書の開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 自己作成は、介護保険制度が始まった当初から行われているものであり、介護保険法施行規則でも定められている。よって、公の制度である自己作成について聞き取り調査を行ったことが公開されたとしても、自己作成自体正当な行為であるため、当該法人にとってなんら不利益になることではない。

(2) 平成18年3月13日、厚生労働省は、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村に対し、自己作成を行う利用者に対して相談・援助等の支援を要請している。しかし、実施機関は、その後10年近くに渡って何ら支援をしてくれなかった。敢えて今の時期に特定の法人に対して聞き取り調査をすることについて、実施機関の意思決定の中立性を確認する必要がある。

(3) 以上のことから、実施機関が行った本件処分について、その取消しを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

対象公文書は、特定の法人に対し、当該法人に関する事案について聞き取りを行った内容が記載されているものである。よって、対象公文書は、特定の法人から聞き取った当該法人の内部情報等が内容に含まれており、これを公にすることにより当該法人の正当な利益を侵害されると認められる。

また、聞き取り調査結果について、実施機関内部での意思形成過程に関する内容であるため、公にすることにより、実施機関内部での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、異議申立人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び異議申立人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

(1) 対象公文書について

対象公文書は、実施機関の担当職員が、請求に係る特定の法人に対して、その所在地に赴き、当該法人職員に対して行った聞き取り調査を行ったという客観的事実が記載された部分と、実施機関と当該法人間の問答の内容等の法人に関する情報が記載された文書である。

審査会は、平成27年5月7日、対象公文書に記載されている聞き取り調査について、実施機関に対し、直接口頭で質疑を行い、聴取した。それによると、事業所に対する聞き取り調査は、通常業務として行われている。ただし、内容については、単なる意思の齟齬である場合もあれば、詳細を聞き取る必要がある場合など多岐に渡る。聞き取り調査の要否はその事案内容により、その都度判断するとのことである。なお、本件の聞き取り調査は、特定の法人に対して、自己作成について聞き取りを行ったものであり、一律、網羅的な調査ではないとのことである。

(2) 条例第7条第2号の及び同条第3号について

対象公文書について、実施機関は、条例第7条第2号及び同条第3号に該当するとして、不開示決定処分を行った。条例第7条第2号は、法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、不開示にすることができる旨を規定している。また、条例第7条第3号は、「実施機関内部・・・における審議、検討、協議等の意思形成過程の情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものは、不開示にすることができる旨を規定している。以下、条例第7条第2号及び同条第3号の該当性について検討する。

ア 条例第7条第2号の該当性について

今回の聞き取り調査については、自己作成という特定の案件が原因となっている。しかし、聞き取り調査自体、通常業務として行われているとのことであり、調査があったこと自体それだけでは当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

ただし、聞き取り内容については、当該法人の経営に関わる内容が記載されているため、これが公になると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人情報に該当する。

よって、聞き取り調査の存在自体について客観的に記載されている部分、及び、見出し等の様式に関する部分については、公になっても調査内容が推量されることはないので、開示すべきであり、対象公文書全てを不開示とした実施機関の決定は不相当であったと言わざるを得ない。

イ 条例第7条第3号の該当性について

実施機関によると、対象公文書を全部不開示にした理由として、当該文書は実施機関内部の協議や調整等に使用するものであり、行政の意思形成に関わるものであるためとしている。しかし、このことについて、どの程度、意思形成に関わるものであるか、実施機関に聴取したところ、今回の調査については、将来的には何らかの判断材料にする可能性は

あるものの、直ちに何らかの決定を行うわけではなく、今回の調査についても、現時点では事実の確認を行ったに過ぎないとのことである。よって、直ちに意思形成の材料とはならず、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることを客観的に認め得る具体的な主張立証もないことからすると、不開示決定の理由として意思形成過程情報を適用した実施機関の主張は妥当性に欠けると言わざるを得ない。

(3) 結論

以上のことから、法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる調査内容の部分については条例第7条第2号の規定に基づき不開示とすべきであるが、その余の部分は開示すべきである。

3 よって、「第1 答申の趣旨」のとおり答申する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月17日	諮問書の受理
平成26年12月10日	公文書不開示決定理由説明書の受理
平成27年1月26日	公文書不開示決定理由説明書に対する意見書の受理
平成27年4月16日 (第38回審査会)	審 議
平成27年5月7日 (第39回審査会)	審 議
平成27年6月19日 (第40回審査会)	審 議
平成27年8月18日 (第41回審査会)	審 議

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
嶋本 佳和	和歌山県労働者福祉協議会専務理事	
千賀 祥一	茶道家	
谷口 拓	弁護士	
廣谷 行敏	弁護士	会長
森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授	

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
平成27年度

平成29年2月発行

和歌山市総務局総務部総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377